



第2次大洲市 男女共同参画 推進計画

概要版

計画の概要

計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成17年1月に「大洲市男女共同参画推進条例」を施行し、平成18年3月には、その条例に基づく取り組みを総合的・体系的に取りまとめた「大洲市男女共同参画推進計画（以下「前期計画」と表記）」を策定しました。このたび、前期計画期間の満了に伴い、新たな計画「第2次大洲市男女共同参画推進計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画との整合性に配慮した上で、平成27年10月に実施した市民アンケート調査及び事業所アンケート調査結果等に基づく市の現状や、最近の社会情勢、さらには関連団体調査の結果等を踏まえ、より実効性のある計画として、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針と具体的事業等を示すものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として、さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく、市町村推進計画として位置付けます。



男女共同参画施策の体系

基本目標 1

あらゆる分野における女性の活躍推進 (女性活躍推進計画)

施策目標 1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

1. ワーク・ライフ・バランス
(仕事と家庭の調和)の推進
 - ① 男性の家事等への参加について意識の醸成
 - ② 産休、育休、介護休業の取得しやすい職場環境の実現
 - ③ 男女の働き方の見直し
 - ④ 次代の親の育成

2. 子ども・子育て支援の充実
 - ① 子ども・子育て支援事業の充実
 - ② 子ども・子育て家庭への多様な支援



施策目標 2 あらゆる分野への女性の参画推進

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - ① 審議会等への女性登用率の向上
 - ② 管理職をはじめとする職員等の意識啓発
 - ③ 女性職員の能力活用
 - ④ 相談申出への対応
 - ⑤ チャレンジへの情報提供

2. 女性の人材育成と活躍促進
 - ① 職業能力の向上
 - ② 企業における積極的な格差是正の促進
 - ③ 市内事業所の取り組み支援

3. 農林水産業や自営業等における意識づくり
 - ① 女性の経済的・社会的地位の向上
 - ② 女性の営農支援
 - ③ 家族経営協定の推進
 - ④ 共に学ぶ男女共同参画問題
 - ⑤ 農山漁村ふるさとづくり推進



施策目標 3 就労の場における男女共同参画の推進

1. 雇用の場における男女共同参画の推進
 - ① 労働関係法の周知・遵守の促進
 - ② 相談・情報提供体制の整備
 - ③ 女性が働きやすい就業環境の整備
 - ④ 男女共同参画のモデル職場づくり

2. 働き続けやすい職場環境の整備促進
 - ① 商工会活動への男女共同参画の促進
 - ② 女性の再就職の支援
 - ③ 多様な就業形態における就業環境の改善
 - ④ 働く場の創出
 - ⑤ 女性起業家への支援

施策目標 4 地域社会における男女共同参画の推進

1. 地域活動等における男女共同参画の推進
 - ① 地域住民の意識啓発
 - ② 地域における女性リーダーの育成
 - ③ 市民の自主的な取り組みの支援
 - ④ 地域活動の活性化
 - ⑤ 男女が参加するまちづくり活動

2. 地域社会における男女共同参画の意識づくり
 - ① 男女共同参画に関する学習機会の提供
 - ② 男女共同参画に配慮した各種講座等の開設・企画



ともに創る活力あふれるまち・大洲

将来像

基本目標 2

男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

施策目標 5 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

1. 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実
 - ① 地域の慣行・しきたり見直しと啓発の推進
 - ② 職場における慣行の見直し

2. 男女共同参画の理解促進と情報提供の充実
 - ① 男女共同参画都市宣言の実施
 - ② 男女共同参画意識の啓発
 - ③ 男女共同参画意識の向上
 - ④ 「大洲市男女共同参画推進条例」の周知

施策目標 6 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

1. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 - ① 人権尊重教育の推進
 - ② 男女共同参画意識を育む教育環境づくり
 - ③ 父母等を対象とした学級・講座等の充実
 - ④ 多様な生き方を可能にする進路指導の充実

2. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
 - ① 男女共同参画を推進する学習機会の提供
 - ② 女性団体等の活動支援



基本目標 3

誰もが安心して暮らせる社会づくり

施策目標 7 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり

1. 人権尊重の意識づくり
 - ① 市の広報活動における表現の徹底
 - ② 不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護

2. 暴力を許さない社会づくり
 - ① 意識の啓発
 - ② 暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - ③ 相談しやすい体制づくり
 - ④ 被害者等への支援

施策目標 8 男女が互いを理解し合える生涯を通じた健康支援

1. 性差に配慮した男女の健康づくり
 - ① 性と生殖に関する健康／権利の普及・浸透
 - ② 思春期保健対策の推進
 - ③ 生涯を通じた健康保持対策の推進
 - ④ 妊娠・出産期における男女の健康支援

2. 健康増進と健康の機会づくり
 - ① 健康寿命の延伸
 - ② 受動喫煙防止と薬物乱用防止、飲酒に関わる健康被害の情報提供
 - ③ 性感染症に関する啓発
 - ④ HIV／エイズに関する啓発



施策目標 9 誰もが安心して暮らせる環境づくり

1. 誰もが安心できる福祉環境の充実
 - ① 高齢者に関する福祉環境の整備
 - ② 障がい者に関する福祉環境の整備
 - ③ ひとり親家庭への支援
 - ④ ひとり親家庭等就業支援及び自立支援事業の促進
 - ⑤ 低所得者福祉の充実

2. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
 - ① 災害に強いまちづくり
 - ② 男女共同参画の視点に立った防災体制



計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度を初年度とする平成 37 年度までの 10 年間と定めます。

計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、「大洲市男女共同参画に関する意識調査」を実施し、市民の現状意識やニーズを把握するとともに、市内に所在する事業所を対象とした「大洲市男女共同参画に関する事業所アンケート調査」を行い、施策を検討する上での基礎資料としました。

また、地域で男女共同参画に係る活動を展開している、各種組織・団体等を対象とした「大洲市男女共同参画に関する団体等ヒアリングシート調査」を実施しました。

推進体制

庁内推進体制の強化

庁内関係各課の一層の連携強化を図るとともに、「大洲市特定事業主行動計画」等を踏まえ、全ての職員が能力を発揮できる職場環境の整備と研修等の充実を図ります。

市民・団体等との連携

市民・事業者・関係団体等及び行政が一体となって、相互に連携を図ります。

大洲市男女共同参画推進会議との連携

大洲市男女共同参画推進会議との協議や連携・調整を踏まえながら、適切に取り組みを推進します。

計画の進行管理

P D C A サイクルに基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

大洲市男女共同参画推進計画

編集・発行：大洲市総合政策部企画政策課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
Tel:0893-24-1728 Fax:0893-24-2228

